

事業所名 グループホーム町屋
運営推進会議開催報告書

| | | |
|---|-------------------|----------------|
| 開催日時 | 2025年 10月 28日 (火) | |
| 参加者 | | 議題 |
| 利用者 | 0名 | ① 行事報告 |
| 利用者家族 | 0名 | ② 行事予定 |
| 地域住民の代表者 | 0名 | ③ 身体拘束適正化検討委員会 |
| 市職員 | 1名 | ④ 高齢者虐待防止検討委員会 |
| 地域包括支援センター職員 | 1名 | ⑤ 質疑応答 |
| 事業所 | 3名 | ⑥ 次回開催日 |
| 会議録 | | |
| <p>① 行事報告</p> <p>◆ 1号館</p> <p>9月8日 9月生まれの2名の方の誕生日会を、おやつの時間に行いました。皆様でお祝いをさせていただき、施設からは色紙をプレゼントいたしました。主役の方々は誕生日ケーキを召し上がりながら、笑顔で楽しいひとときを過ごしていただけました。</p> <p>9月19日 敬老会を開催いたしました。昼食にはホットプレートを使い、焼肉を提供させていただき、皆様美味しそうに召し上がられていました。おやつには栗ようかんをご用意し、語らいのひとときや歌を楽しみながら、和やかな雰囲気の中でたくさんの笑顔が見られました。また、敬老のメッセージカードもプレゼントさせていただきました。</p> <p>9月26日 避難訓練 今年度2回目の避難訓練を夜間想定で実施しました。職員の初期消火・避難誘導の訓練のもと、利用者様も居室から屋外へ避難され、13分15秒で全員が無事に避難を終えることができました。</p> <p>10月9日 10月生まれの方の誕生日会を、おやつの時間に行いました。皆様でお祝いをさせていただき、施設からは色紙をプレゼントいたしました。主役の方々は誕生日ケーキを召し上がりながら、笑顔で楽しいひとときを過ごしていただけました。</p> <p>10月27日 秋の味覚祭を開催いたしました。昼食には栗ご飯、バーベキュー、コンロを使い炭火で焼いたさんまの塩焼き、そして具だくさんのきのこ汁を提供いたしました。秋にちなんだ食材を取り入れ、利用者様方に季節の味を楽しんでいただけた行事となりました。</p> <p>◆ 2号館</p> | | |

9月2日 おやつの時間に9月生まれの方の誕生日会を開きました。施設からは色紙をプレゼントさせていただき、皆さまでお祝いのひとときを過ごしました。主役の方はフルーツケーキを召し上がりながら、笑顔で楽しいひとときを過ごされました。ケーキを食べ終えた後は、皆様と一緒に歌を唄われ、とても和やかな雰囲気の中で誕生日をお祝いすることができました。

9月18日 敬老会を開催いたしました。おやつには水ようかんをご用意し、語らいのひとときや歌を楽しみながら、和やかな雰囲気の中でたくさんの笑顔が見られました。夕食にはすき焼きを提供させていただき、皆様美味しいように召し上がるされました。また、敬老のメッセージカードもプレゼントさせていただきました。

9月29日 今年度2回目の避難訓練を夜間想定で実施しました。職員の初期消火・避難誘導の訓練のもと、利用者様も居室から屋外へ避難され、7分52秒で全員が無事に避難を終えることができました。

10月27日 秋の味覚祭を開催いたしました。昼食には栗ご飯、バーベキューコンロを使い炭火で焼いたさんまの塩焼き、そして具だくさんのきのこ汁を提供いたしました。秋にちなんだ食材を取り入れ、利用者様方に季節の味を楽しんでいただけた行事となりました。

② 行事予定

11月 紅葉狩り
12月 クリスマス会

③ 身体拘束適正化検討委員会

検討内容「睡眠障害で考えられる身体拘束について」

1. 睡眠障害とは

日の眠気が強い、寝つきが悪い、途中で目が覚める、眠りが浅い時がある。

2. 睡眠障害時に起こり得る身体拘束と対応

・睡眠薬の過剰投与

寝ないからといってすぐに睡眠薬の使用や、必要以上に睡眠薬を使用することはドラッグロックに当たります。対応としては、一般的に強い睡眠薬ではなく、寝つきを良くするものを使用します。不眠症状が長期間続く場合や本人からの希望時に、主治医、家族と相談して使用します。また、不眠などの症状が改善したときは服用を中止しています。

・眠れずに施設内を歩き回る

眠れずに夜中に歩き回ることがあります。その時に起き上がれないようにベッドへ手足を紐などで縛る、部屋から出られないようにするなどは身体拘束に当たります。対応としては、時間を伝えたりし再度眠られる方もいるが、逆に居室に戻してしまうこ

とで落ち着かなくなることもあります。そのような時はフロアの椅子やソファーに座ってもらい、しばらくするとウトウトされ再度眠られることもあります。

- 起き上がれないようにベッドへ手足を紐などで縛ると考えられること
施設内を歩き回ることができないように、ベッド柵などに手足を紐で縛り続けると、身体機能の低下、同じ場所に圧力がかかるので褥瘡になり、やる気もなくなり意欲低下が考えられます。対応としては、夜間眠れるように日中の活動量を増やすことが重要だと思います。
- 居室から出てこられないように鍵を掛けたりすると考えられること
居室から出られないようにすると、何とかこの場所から出ようとすることがあります。外に出たいため居室の窓から出てしまう事や窓が開かなければ窓ガラスを割ってしまう事もあり、より重大な事故に繋がる可能性があります。対応としては、夜間眠れるように日中の活動量を増やすことが重要だと思います。居室には鍵を掛けず、起きてこられたら、話を聞く事や、暖かい飲み物を提供したりし、起きてもらいしばらく様子を見て居室に誘導します。

3.まとめ

睡眠障害を予防するためには、日中を活動的に過ごし、生活リズムを整えることが重要だと思います。日中は家事活動やレクリエーション、散歩、体操、日光浴などで活動量を多くし、夜間はぐっすりと眠れるように配慮することが必要だと思います。日中に寝てばかりいると、認知症の進行や褥瘡の原因となります。日中に身体を動かすことにより、身体機能の低下予防や認知症の進行予防になると思います。今後もメリハリのある生活が送れるよう様々なサービスを考え身体拘束を行わないケアを続けていきたいと思います。

④ 高齢者虐待防止検討委員会

検討内容「尊厳の保持と高齢者虐待」

1. 尊厳を守るとは
尊厳とは「とうとくおごそかなこと。気高く犯しがたいこと。またそのまま」とされる。そのため、「尊厳を守る」ということは、その方の体面を貶めることなく、名誉や自尊心を傷つけない事といえる。介護現場で利用者様のケアを行う時は、利用者様の一人の人ととらえ、「身体面」・「精神面」・「社会面」それぞれで注意を払うことが必要です。
2. 介護現場での基本的な「尊厳」の考え方
利用者様の尊厳を損なうことなく、豊かな生活を送ってもらうには身体・精神・社会のそれぞれに注意を払うことが必要です。
3. 介護現場で起こり得る高齢者虐待とは
例として、多動の利用者様を立ち上がれないように抑制する目的で椅子に身体を縛つたり居室から出てこられないように閉じ込めたりすることや過剰な薬物投与による行動制限やスピーチロックといった言葉による行動も高齢者虐待に当たります。
4. まとめ
認知症によりさまざまな問題が起きた時に段階を経て

考えて対応することが大切だと思います。不要な身体拘束は、利用者様の尊厳を損なうだけではなく、意欲の低下やADLの低下、皮膚トラブル（褥瘡）などの別問題が発生します。今後も、身体拘束しないことで、高齢者虐待をしないケアに努めていきます。

⑤質疑応答

① 質疑応答

やすらぎ地域包括支援センター様

- 利用者の人数は1号館2号館ともに9名ですか？
→1・2号館とも女性の利用者様で9名ずつとなっております。
- 今回の検討内容のテーマにある実際に睡眠障害のある方はいますか？
→1・2号館ともに睡眠障害がある利用者様が見えます。そういう場合は時間を教えて居室に戻られる方もいれば、そうでない方も見えてるので、その場合は無理に居室に戻したりせずに、フロアでお茶を飲んだり過ごしてもらうこともあります。まずは、睡眠障害を起こさないように日中活動的に動いてもらうことも大切だと思います。

瀬戸市役所 高齢福祉課様

- 避難訓練で1号館と2号館の避難時間の差の理由は何ですか？
→誘導時に1号館は車いすを必要な方が多く、2号館は車いすが必要な方が少ないため、避難時間に差ができてしまったのではないかと思います。

⑥次回開催予定日：2025年12月16日（火）14：00～